

第 5 章

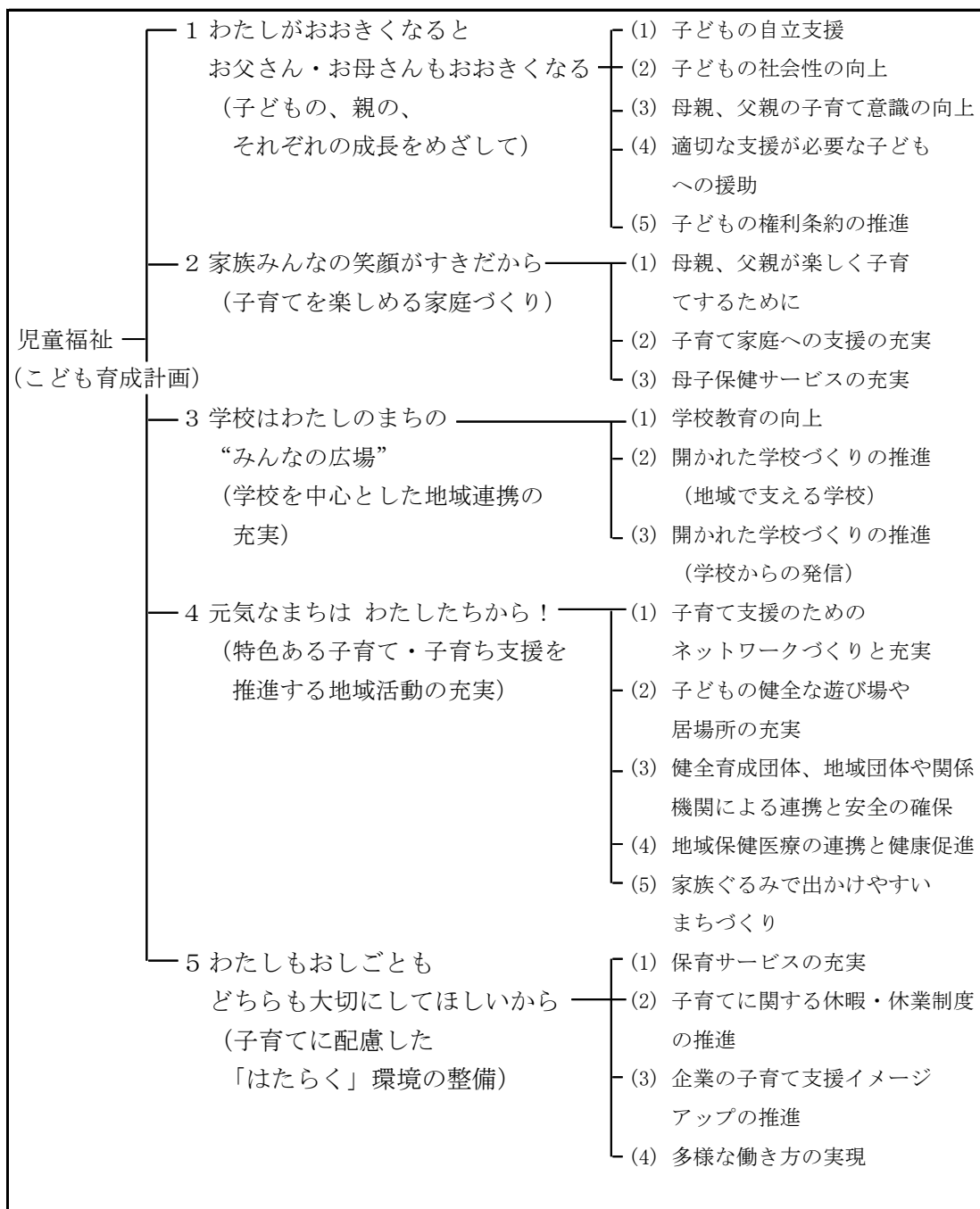
児童・ひとり親・女性等福祉

1. 概説
2. 児童（18歳未満）の人口
3. 手当
4. 医療費の助成
5. 保育・幼児教育
6. 健全育成
7. ひとり親・女性等福祉
8. 子ども家庭支援センター
9. 子どもと外出しやすい環境整備
10. 企業との協働による子育て支援

1. 概 説

児童福祉の理念は、児童のより良い生活を保障するとともに、将来の社会を担う児童を心身ともに健全に育成することにある。

また、ここ数年少子化が急速に進展し、子どもを取り巻く環境も大きく変化している。核家族化が進み、共働きが増えている中で、地域におけるコミュニケーションがとりづらい状況となり、人間関係の希薄化や子育て力の低下が生じている。こうした状況の中、より一層子どもと家庭に関する施策を総合的に推進するために「八王子市こども育成計画」を策定し、計画に基づき、市民・学校・地域・行政などが協力して、地域における子育て・子育て環境の整備を進めている。本市のこども育成計画の施策の体系は下記のとおり。（子ども家庭部）



2. 児童（18歳未満）の人口

（1）年齢層別児童人口

（各年1月1日現在）

区 分 \ 年 度	2 3	2 4	2 5
18歳未満人口 （人）	88,288	87,994	87,299
0歳～5歳（人）	27,414	27,347	26,963
6歳～11歳（人）	29,893	29,471	29,190
12歳～17歳 （人）	30,981	31,176	31,146

（2）児童人口の割合

（各年1月1日現在）

区 分 \ 年 度	2 3	2 4	2 5	
八王子市	全人口（人）	554,413	555,630	555,517
	18歳未満人口 （人）	88,288	87,994	87,299
	比率（％）	15.9	15.8	15.7
東京都	全人口（人）	12,646,745	12,686,067	12,740,088
	18歳未満人口 （人）	1,794,061	1,802,224	1,806,473
	比率（％）	14.2	14.2	14.2

3. 手 当

(1) 児童手当

中学校修了前の児童を養育する者に支給する。

ア. 児童手当月額の推移

手当月額 平成19年4月～平成22年3月

- 10,000円 (3歳誕生日までの子)
- 5,000円 (3歳以上の第1子・第2子)
- 10,000円 (3歳以上の第3子以上)

※平成22年4月～平成24年3月の期間は支給なし
(当該期間は子ども手当を支給)

平成24年4月～(所得制限は平成24年6月から導入)

- 15,000円 (3歳誕生日までの子)
- 10,000円 (3歳以上～小学校修了前の第1子・第2子)
- 15,000円 (3歳以上～小学校修了前の第3子以上)
- 10,000円 (中学生)

※所得制限超過の場合、特例給付として一律5,000円

イ. 児童手当の支給額等状況

区 分		年 度		
		22 ※支給は2か月分	23 ※過年度認定分	24 ※支給は10か月分
延 支 給 人 員 (人)	3歳未満被用者	16,207	1	91,489
	3歳未満非被用者	5,860	6	26,556
	特 例 給 付	1,235	0	53,765
	3歳以上小学校 (被用者)	53,382	77	295,477
	3歳以上小学校 (非被用者)	21,549	46	99,678
	中 学 生	0	0	126,149
	合 計	98,233	130	693,114
支 給 総 額 (円)	3歳未満被用者	162,070,000	10,000	1,372,335,000
	3歳未満非被用者	58,600,000	60,000	398,340,000
	特 例 給 付	12,350,000	0	268,825,000
	3歳以上小学校 (被用者)	293,130,000	385,000	3,101,150,000
	3歳以上小学校 (非被用者)	122,600,000	280,000	1,066,660,000
	中 学 生	0	0	1,261,490,000
	合 計	648,750,000	735,000	7,468,800,000

※平成22年度の支給は2か月分 平成24年度の支給は10か月

(2) 子ども手当

ア. 子ども手当月額と支給年齢の推移

手当月額

平成22年4月から平成23年9月まで
13,000円

平成23年10月から平成24年3月まで
15,000円 (3歳誕生日までの子)
10,000円 (3歳以上小学校修了前の第1子・第2子)
15,000円 (3歳以上小学校修了前の第3子以上)
10,000円 (中学校修了前)

(15歳年度末までの児童・所得制限なし)

イ. 子ども手当支給額等の状況

区 分		年 度		
		22 ※支給は10か月分	23	24 ※支給は2か月分
延 支 給 人 員 (人)	被 用 者	97,353	116,010	19,146
	非 被 用 者	30,541	34,582	5,791
	中 学 校 修 了 前	142,539	172,383	29,664
	小 学 校 修 了 前 (被 用 者)	326,477	394,930	69,210
	小 学 校 修 了 前 (非 被 用 者)	106,821	126,363	22,867
	合 計	703,731	844,268	146,678
支 給 総 額 (円)	被 用 者	1,265,589,000	1,585,140,000	287,168,000
	非 被 用 者	397,033,000	471,912,000	86,815,000
	中 学 校 修 了 前	1,853,007,000	2,069,907,000	296,742,000
	小 学 校 修 了 前 (被 用 者)	4,244,201,000	4,799,761,000	727,252,000
	小 学 校 修 了 前 (非 被 用 者)	1,388,673,000	1,546,616,000	244,280,000
	合 計	9,148,503,000	10,473,336,000	1,642,257,000

※平成22年度の支給は10か月分 平成24年度の支給は2か月分

(3) 児童育成手当

[育成手当]

18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育するひとり親家庭に、対象児童1人当たり月額13,500円の手当を支給する。

[障害手当]

20歳未満で心身に障害（愛の手帳1～3度程度・身体障害者手帳1～2級程度・脳性麻痺・進行性筋萎縮症）のある児童を扶養している者に、対象児童1人当たり月額15,500円の手当を支給する。

ア. 児童育成手当月額の推移

単位：円

改定時期	育成手当	障害手当
平成元年10月	10,000	12,000
平成2年10月	10,500	12,500
平成3年4月	11,000	13,000
平成4年4月	11,500	13,500
平成5年4月	12,000	14,000
平成6年4月	12,500	14,500
平成7年4月	13,000	15,000
平成8年4月	13,500	15,500

イ. 児童育成手当支給額等の状況

区分		年度		
		22	23	24
総支給額 (円)	育成手当	1,405,747,000	1,423,210,500	1,440,565,500
	障害手当	80,879,000	82,599,500	85,079,500
	合計	1,486,626,000	1,505,810,000	1,525,645,000
延支給人員 (人)	育成手当	104,130	105,423	106,709
	障害手当	5,218	5,329	5,489
	合計	109,348	110,752	112,198

(4) 児童扶養手当

18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある（一定の障害を有する場合は20歳未満）児童を養育するひとり親家庭等に手当を支給する。なお、平成22年8月から、対象が父子家庭にも拡大した。

ア. 児童扶養手当月額の推移

単位：円

改定時期	児童1人	2人目加算額	3人目以降加算額
平成元年4月	35,100	5,000	2,000
平成2年4月	35,910		
平成3年4月	37,000		
平成4年4月	38,220		
平成5年4月	39,380		
平成6年10月	41,100		3,000
平成7年4月	41,390		
平成10年4月	42,370		
平成15年10月	42,000		
平成16年4月	41,880		
平成18年4月	41,720		
平成23年4月	41,550		
平成24年4月	41,430		

イ. 児童扶養手当支給額等の状況

区分		22	23	24
全部支給	延支給人員（人）	28,673	30,763	31,682
	支給額（円）	1,196,232,560	1,279,987,220	1,313,883,020
一部支給	延支給人員（人）	21,828	22,406	22,300
	支給額（円）	621,443,320	636,207,910	631,579,060
第2子加算	延支給人員（人）	22,242	23,076	22,590
	支給額（円）	111,210,000	115,230,000	112,950,000
第3子以降加算	延支給人員（人）	6,439	6,644	6,625
	支給額（円）	19,317,000	19,908,000	19,875,000
合計	延支給人員（人）	79,182	82,889	83,197
	支給額（円）	1,948,202,880	2,051,333,130	2,078,287,080

ウ. 受給原因別世帯数状況

(各年度末現在)単位：世帯

区分	年度	22	23	24
離婚	婚	3,569	3,598	3,633
死亡	亡	90	72	71
生死不明	明	—	—	—
遺棄	棄	24	26	19
拘禁	禁	1	2	4
未婚の母子又は父子		388	387	394
父又は母が重度の障害		22	42	39
その他		238	240	253
合計		4,332	4,367	4,413

※非受給者は含まず。その他は該当事由混合世帯。

4. 医療費の助成

(1) 乳幼児医療費助成

6歳義務教育就学前の児童に対して、医療費のうち、各種医療保険給付の自己負担分（食事療養費を除く）を助成している。

平成4年10月1日	施行（1歳未満児対象・所得制限なし）
平成6年1月1日	制度改正（3歳未満児対象・1歳未満のみ所得制限なし）
平成10年10月1日	制度改正（4歳未満児対象・1歳未満のみ所得制限なし）
平成12年10月1日	制度改正（5歳未満児対象・1歳未満のみ所得制限なし）
平成13年10月1日	制度改正（6歳就学前児対象・1歳未満のみ所得制限なし）
平成19年10月1日	制度改正（所得制限撤廃）

○乳幼児医療費助成状況

区 分 \ 年 度	2 2	2 3	2 4
年度末日人員 (a) (人)	31,641	31,516	31,451
年間医療助成費 (b) (円)	969,231,989	961,047,988	986,510,070
年間取扱件数 (c) (件)	574,258	577,952	588,101
1人当り年間受診回数 (d) = c / a (回)	18.15	18.34	18.70
1人当り年間医療助成費 (e) = b / a (円)	30,632	30,494	31,367
1件当り医療助成費 (f) = b / c (円)	1,688	1,663	1,677

(2) 義務教育就学児医療費助成

小・中学生に対して、医療費のうち、入院・調剤については各種医療保険給付の自己負担分（食事療養費を除く）を助成している。通院については、各種医療保険給付の上限1回200円を除いた自己負担分を助成している。

平成19年10月1日 施行（所得制限あり）自己負担分の1/3

平成21年10月1日 制度改正（所得制限あり）通院…上限200円を除く自己負担分
調剤…自己負担分全額
入院…自己負担分全額

平成24年10月1日 制度改正（所得制限緩和）児童手当に準拠して緩和

○義務教育就学児医療費助成状況

区 分 \ 年 度	2 2	2 3	2 4
年 度 末 日 人 員 (a) (人)	33,707	32,531	36,442
年 間 医 療 助 成 費 (b) (円)	606,336,890	717,472,516	754,869,103
年 間 取 扱 件 数 (c) (件)	334,227	375,541	389,181
1 人 当 り 年 間 受 診 回 数 (d) = c / a (回)	9.92	11.54	10.68
1 人 当 り 年 間 医 療 助 成 費 (e) = b / a (円)	17,988	22,055	20,714
1 件 当 り 医 療 助 成 費 (f) = b / c (円)	1,814	1,911	1,940

(3) ひとり親家庭医療費助成

18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある（一定の障害を有する場合は20歳未満）児童を養育するひとり親家庭等に対して、医療費のうち、各種医療保険給付の自己負担分（食事療養費・一部負担金を除く）を助成している。

平成2年4月1日 施行 （所得制限あり）課税者…自己負担分の2/3
非課税者…自己負担分全額

○ひとり親家庭医療費助成状況

区 分 \ 年 度	2 2	2 3	2 4
世 帯 数 (a) (世帯)	4,111	4,082	4,114
人 員 (b) (人)	8,935	7,539	7,765
世 帯 当 り 人 員 (c) (人)	2.2	1.8	1.9
年 間 医 療 助 成 費 (d) (円)	197,310,333	207,920,202	220,161,728
年 間 取 扱 件 数 (e) (件)	80,231	83,974	88,653
1人当り年間受診回数 (f) = e / b (回)	8.98	11.14	11.42
1人当り年間医療助成費 (g) = d / b (円)	22,083	27,579	28,353
世帯当り年間医療助成費 (h) = d / a (円)	47,996	50,936	53,515
1件当り医療助成費 (i) = d / e (円)	2,459	2,476	2,483

5. 保育・幼児教育

(1) 保育園数・定員の推移

保護者が何らかの理由によって、家庭で児童を保育できないとき、保護者から日々委託を受けて、日中0歳から就学前の児童を保育している。

(各年度4月1日現在) 単位：人

区 分		年 度		
		2 3	2 4	2 5
公 立	施 設 数	16	16	16
	定員 (人)	1,430	1,430	1,430
私 立	施 設 数	68	70	73
	定員 (人)	7,852	7,995	8,262
合 計	施 設 数	84	86	89
	定員 (人)	9,282	9,425	9,692

(2) 保育園入所児童数の推移

(各年度4月1日現在) 単位：人

区 分		年 度		
		2 3	2 4	2 5
公 立	入 所	1,409	1,432	1,440
	保 留	59(96)	45(76)	35(64)
私 立	入 所	8,092	8,253	8,535
	保 留	409(628)	330(538)	218(408)
合 計	入 所	9,501	9,685	9,975
	保 留	468 (724)	375 (614)	253 (472)

※保留児童数の()は、旧定義による。

※入所・保留児童数は、管外委託を含む。

※「旧定義」と「新定義」について

これまで認可保育園以外の保育施設(認証保育所など)を利用している児童や、第1希望の認可園しか希望せず入園できなかった児童も、「保留児童」に加えていました(「旧定義」)が、「新定義」ではこれらの児童数を除いています。

(3) 保育園児1人にかかる費用の年度別推移(月額)

単位：円

区分 \ 年度	22	23	24
0歳児	310,553	309,972	309,327
1歳児	148,053	147,701	147,935
2歳児	130,093	129,741	129,975
3歳児	75,413	75,281	75,315
4歳以上児	69,553	69,451	69,445

設定 定員100人で0歳児保育を実施している私立保育園の費用をモデル的に算出
(障害児保育の費用を除く)

(4) 保育園運営費の年度別推移

単位：千円

区分 \ 年度	22	23	24
運営費	13,696,438	13,854,800	14,147,405

(5) 保育園運営費の財源負担割合(24年度)

八王子市

運営費 14,147,405 千円 (100%)

保護者 13.08%	八王子市 47.03%	東京都 24.81%	国 15.08%
---------------	----------------	---------------	-------------

↑ その他の収入含む

(6) 延長保育の状況

保育園の開所時間は、平成12年度から11時間となったが、保護者の就労状況等により、さらに時間を30分から2時間延長する保育を実施している。

区分 \ 年度	22	23	24
公立	16	16	16
私立	56	58	61
合計	72	74	77

(7) 一時・休日・年末・緊急・定期利用保育の状況

保育ニーズの多様化に対応するため、一時・休日・年末・緊急・定期利用保育を実施している。

○一時保育

区 分		年 度		
		2 2	2 3	2 4
公 立	実施園数 (園)	4	4	4
	延利用児童数 (人)	4,300	3,783	4,340
私 立	実施園数 (園)	10	12	13
	延利用児童数 (人)	3,924	3,544	4,304
合 計	実施園数 (園)	14	16	17
	延利用児童数 (人)	8,224	7,327	8,644

○休日保育

区 分		年 度		
		2 2	2 3	2 4
公 立	実施園数 (園)	1	1	1
	延利用児童数 (人)	418	428	453
認 証	実施園数 (園)	1	1	1
	延利用児童数 (人)	131	169	161
合 計	実施園数 (園)	2	2	2
	延利用児童数 (人)	549	597	614

○年末保育

区 分		年 度		
		2 2	2 3	2 4
公 立	実施園数	2	2	2
	延利用児童数	30	52	36

○緊急保育

区 分		年 度		
		2 2	2 3	2 4
公 立	実施園数 (園)	8	8	9
	延利用児童数 (人)	191	361	461
私 立	実施園数 (園)	5	4	5
	延利用児童数 (人)	124	68	103
合 計	実施園数 (園)	13	12	14
	延利用児童数 (人)	315	429	564

○定期利用保育

区 分		年 度		
		2 2	2 3	2 4
公 立	実施園数 (園)	3	3	3
	延利用児童数 (人)	228	409	1,056
私 立	実施園数 (園)	—	7	8
	延利用児童数 (人)	—	864	2,772
合 計	実施園数 (園)	3	10	11
	延利用児童数 (人)	228	1,273	3,828

※公立保育園は平成23年1月から、私立保育園は平成23年10月から実施

(8) 家庭福祉員

定める研修を修了し保育環境が整った人を市が認定し、それぞれの自宅において、3人までのお子さんを家庭的な雰囲気の中で保育する。

区分 \ 年度	22	23	24
福祉員数(人)	20	20	20
延利用児童数(人)	591	584	572
委託料(千円)	51,204	50,654	50,868
保育料(円)	29,500	29,500	29,500

(9) 認証保育所

東京都が定めた基準を満たし、設置を認証した保育施設。
0歳児保育、13時間以上の開所、送迎に交通の便がよい等の特色がある。

区分 \ 年度	22	23	24
施設数	11	12	12
延利用児童数(人)	4,623	5,030	5,675
補助額(千円)	416,220	450,765	500,496

(10) 病児・病後児保育

現に保育所に通所中の児童等が病中または病気の「回復期」であり、集団保育を受けることが困難な期間、対象となる児童を専用施設で保育する。

区分 \ 年度	22	23	24
施設数	3	3	3
登録児童数(人)	1,710	2,030	2,561
延利用児童数(人)	943	1,267	1,097
委託料(千円)	32,719	34,958	34,864

(11) 幼稚園数・園児数等の推移

(各年度5月1日現在)

区 分	年 度		
	2 3	2 4	2 5
施 設 数	31	31	31
定 員 (人)	8,335	8,345	8,345
園 児 数	7,326	7,314	7,026

(12) 幼稚園等園児保護者補助金

市内に住民登録、または外国人登録をしていて、こどもを私立幼稚園に通園させている保護者に、補助金を支給する。

区 分	年 度			
	2 2	2 3	2 4	
補 保 助 護 金 者	人 員 (人)	5,880	5,963	6,037
	金 額 (千円)	479,484	477,132	478,872
就 園 奨 励 費	人 員 (人)	5,274	5,328	5,122
	金 額 (千円)	482,668	499,548	499,159
補 入 助 園 金 料	人 員 (人)	2,851	2,853	2,720
	金 額 (千円)	57,002	57,050	54,400

(13) 認定こども園

保護者の就労の有無に関わらず、就学前の児童に幼児教育と保育を一体的に提供する機能をもつ施設で、一時保育などの子育て支援事業を行う。市から運営費補助が出ている。平成19年から設置。

○認定こども園数・定員の推移

(各年度4月1日現在)

区 分		年 度		
		2 3	2 4	2 5
園 数		2	2	3
定員 (人)	0～2歳児	52	74	104
	3～5歳児	124	164	221
園児数	0～2歳児	48	66	88
	3～5歳児	107	140	173

○認定こども園一時保育利用児童数・運営費補助の推移

区 分		年 度		
		2 2	2 3	2 4
延一時保育利用児童数 (人)		1,107	2,684	1,313
運 営 費 補 助 額 (円)		69,268,910	85,320,610	110,314,610

※管外分は含まず

(14) ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けを受けたい人と子育ての手伝いができる人とが会員になり、センターを介して相互援助活動をすることにより、仕事と育児の両立のための支援や子育て中の家庭への育児支援を行っている。

○会員数と活動数

区 分		年 度		
		2 2	2 3	2 4
依 頼 会 員 (人)		1,944	1,855	1,918
提 供 会 員 (人)		575	584	607
両 方 会 員 (人)		85	80	75
会 員 数 計 (人)		2,604	2,519	2,600
活 動 数 (回)		5,568	6,592	5,929

6. 健全育成

(1) 児童館設置状況

児童に健全な遊びを与えることにより児童の健康を増進し、情操を豊かにするために設置している。

本館は月曜日から土曜日の午前10時15分から午後7時まで（第4日曜日のみ午前9時15分から午後6時まで）、分館は月曜日から金曜日は午後1時から午後6時まで、土曜日及び夏休みなどの三季休業日は、午前10時15分から午後6時まで利用できる。

対象者は、0歳から18歳までの児童だが、乳幼児の場合は保護者が必ず付き添うことになっている。

区 分 \ 年 度	2 2	2 3	2 4
施設数（本館）	10	10	10
施設数（分館）	2	2	2
合計	12	12	12

(2) 児童館利用者数

単位：人

区 分 \ 年 度	2 2	2 3	2 4
就学児童	150,114	155,601	174,789
未就学児童	26,193	27,307	28,897
その他	35,040	36,683	39,320
合計	211,347	219,591	243,006

※過年度も含め、併設している学童保育所の利用者数を除いて集計。

(3) 学童保育所

小学校の低学年に在籍し、保護者の就労等の理由で放課後家庭において適切な保護を受けられない学童に適切な遊び及び生活の場を与えることにより、健全な育成と福祉の増進に寄与するため設置している。

月曜日から金曜日の放課後、午後6時30分（7時30分）まで、土曜日及び夏休みなどの三季休業日は、午前8時30分（8時）から午後6時30分（7時30分）まで利用できる。

※（ ）内は延長利用時間

年度 区 分	2 2	2 3	2 4
学 童 保 育 所 数	66	66	67

(4) 学童保育状況

年度 区 分	2 2	2 3	2 4
延 在 籍 者 数（人）	1,404,472	1,440,620	1,431,712
延 出 席 者 数（人）	901,078	919,122	934,659
出 席 率（％）	64.2	63.8	65.3

(5) 自主学童保育所

年度 区 分	2 2	2 3	2 4
保 育 所 数	3	3	1
延 出 席 者 数（人）	26,426	11,462	7,208
補 助 金 額（円）	40,083,960	23,286,461	13,597,837

7. ひとり親・女性等福祉

(1) 母子自立支援員・婦人相談員

母子自立支援員は、ひとり親家庭の自立のため、必要な相談・指導・助言を行う。婦人相談員は、緊急の保護や自立のための援助が必要な女性の相談・指導・助言を行う。

単位：人

区分 \ 年度	22	23	24
母子自立支援員	3	4	4
婦人相談員	1	1	1

○母子自立支援員相談種別件数

単位：件

区分 \ 年度		22	23	24
生活一般	住宅	276	117	84
	医療・健康（病気、障害、その他）	194	61	47
	家庭紛争（夫等の暴力、その他）	337	164	96
	就労（求職・転職、資格取得・職業訓練、	674	496	618
	結婚	3	1	3
	養育費	90	48	43
	借金	22	3	6
	家事援助	2	7	4
	その他	254	151	163
小計		1,852	1,048	1,064
児童	養育（保育所入所、虐待、その他）	222	100	87
	教育	134	61	147
	非行	7	2	0
	就職	5	5	6
	その他	46	43	39
小計		414	211	279
生活支援	母子福祉資金（貸付、償還）	191	296	495
	女性福祉資金（貸付、償還）	1	4	2
	公的年金	2	3	2
	児童扶養手当	123	67	71
	生活保護	122	50	56
	税	3	5	3
その他	88	140	169	
小計		530	565	798
その他	売店設置（母子及び寡婦福祉法第25条）	0	0	0
	たばこ販売（母子及び寡婦福祉法第26条）	0	0	0
	母子世帯向公営住宅	0	1	2
	ひとり親家庭休養ホームの利用	1	0	0
	母子生活支援施設（児童福祉法第38条）	88	21	59
小計		89	22	61
合計		2,885	1,846	2,202

(2) 母子福祉資金の貸付

母子家庭の方々が経済的に自立していくために必要な資金を無利子あるいは低利子で行っている。

単位：件

区 分 \ 年 度	2 2	2 3	2 4
事 業 開 始	—	—	—
事 業 継 続	—	—	—
修 学	126	126	125
技 能 習 得	—	—	2
修 業	—	—	—
就 職 支 度	—	—	—
医 療 介 護	—	—	—
生 活	—	1	—
住 宅	—	—	—
転 宅	—	1	3
就 学 支 度	28	26	34
結 婚	—	—	—
児 童 扶 養	—	—	—
特 例 児 童 扶 養 資 金	—	—	—
合 計	154	154	164
貸付額（千円）	79,528	76,350	80,930

(3) 母子自立支援給付金事業

母子家庭の就労による自立を支援するため、教育訓練の受講料の一部補助や、看護師等の資格取得のための修業期間中の生活費の支給を平成19年度から開始した。

【教育訓練給付金】厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講する場合に、受講料の20%を支給する。

【高等技能訓練促進費】看護師などの就職に結びつきやすい資格を取得するために、2年以上の養成機関等に通う場合に促進費を支給するとともに、卒業時に一時金を支給する。

ア. 高等技能訓練促進費等の支給期間及び支給額の推移

改定時期	支給期間	訓練促進費	一時金
平成19年4月	修業期間の1/3 (上限12ヶ月)	月額 103,000円	なし
平成20年4月	修業期間の1/3 (上限12ヶ月)	非課税世帯 103,000円	非課税世帯 50,000円
		課税世帯 51,500円	課税世帯 25,000円
平成21年2月	修業期間の1/2 (上限18ヶ月)	非課税世帯 103,000円	非課税世帯 50,000円
		課税世帯 51,500円	課税世帯 25,000円
平成21年6月	全修業期間	非課税世帯 141,000円	非課税世帯 50,000円
		課税世帯 70,500円	課税世帯 25,000円
平成24年4月	全修業期間 (上限36ヶ月)	非課税世帯 100,000円	非課税世帯 50,000円
		課税世帯 70,500円	課税世帯 25,000円

イ. 支給実績

単位：円

年度 区分	22		23		24	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
教育訓練給付金	10	250,120	7	138,932	11	189,586
高等技能訓練促進費	月額	22 29,821,500	33 45,402,000	34 45,893,000		
	一時金	5 175,000	15 525,000	6 300,000		

(4) 母子自立支援プログラム

児童扶養手当受給者を対象に、個々の状況やニーズに合わせた自立支援プログラムを策定し、就業を支援している。

○実施状況

年度 区分	22	23	24
策定人員(人)	11	12	6

(5) ひとり親家庭ホームヘルパー派遣

中学生以下の児童のいるひとり親家庭で、家事又は育児に支障のある世帯等にホームヘルパーを派遣している。

○派遣状況

年度 区分	22	23	24
世帯数（世帯）	62	42	26
延日数（日）	2,134	1,448	1,370

(6) 母子生活支援施設入所措置費委託料

母子家庭で監護すべき児童（18歳未満）の養育が困難になっている場合に、母子生活支援施設に母子ともに入所させて保護し、自立促進のための生活支援を行う。

年度 区分	22	23	24
委託料（円）	42,787,988	32,707,192	15,206,568

(7) 母子等緊急一時保護

緊急に保護が必要な母子等に対し、母子生活支援施設の利用を提供した。また、同施設が利用できない母子等に対し、宿泊費等を支給した。

ア. 母子生活支援施設（2か所）

年度 区分	22	23	24
委託日数（延べ）	2	8	33
委託料（円）	14,000	144,000	402,600

イ. 宿泊費

年度 区分	22	23	24
宿泊数（泊）	4	1	0
援護費（円）	38,400	10,000	0

(8) 女性福祉資金の貸付

配偶者がいない女性で扶養親族のいる方などが、経済的に自立していくために必要な資金の貸付を無利子あるいは低利子で行っている。

単位：件

区 分 \ 年 度	2 2	2 3	2 4
事業開始	—	—	—
事業継続	—	—	—
修学	10	8	6
技能習得	—	—	—
就職支度	—	—	—
医療介護	—	—	—
生活	—	—	—
住宅	—	—	—
転宅	—	—	1
就学支度	2	—	—
結婚	—	—	—
合計	12	8	7
貸付額（千円）	7,510	5,076	3,493

(9) 入院助産

入院して分べんする必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦を援護する。

区 分 \ 年 度	2 2	2 3	2 4
人員（人）	44	36	30
施設数	7	5	7
支給額 （千円）	18,369	17,929	14,685

8. 子ども家庭支援センター

(1) 子どもと家庭に関する総合相談

○相談種別件数

平成16年度に子育て相談センターから子ども家庭支援センター・地域子ども家庭支援センターみなみ野が開設／平成17年度に元八王子・南大沢が開設／平成18年度に館（たて）・石川が開設

単位：件

区 分		年 度		
		2 2	2 3	2 4
健康 (病気治癒・予防接種・事故等)		287	307	364
家庭・生活環境 (夫婦・祖父母・近隣との関係等)		903	1,308	1,772
発育・発達 (身体・性格・言葉・態度等)		955	1,133	859
養育不安		8,505	7,051	7,151
虐待		4,355	5,534	7,905
基本的な生活習慣 (食事・睡眠・排泄・遊び等)		277	432	311
教育・しつけ (学校・塾・育児法・不登校等)		1,748	1,498	1,942
非行		187	156	256
経済・就労		38	42	23
各種サービス問合せ		645	673	454
その他		187	184	332
合 計		18,087	18,318	21,369
相談対象別の内訳	0歳～6歳	7,334	7,447	9,104
	7歳～12歳	6,051	6,117	6,767
	13歳～15歳	2,570	2,853	3,790
	16歳～17歳	1,007	948	793
	18歳～	77	42	71
	保護者自身等	1,016	782	776
	その他(家族等)	30	122	54
	関係機関	2	7	14

(2) 市町村児童家庭相談援助

平成17年度から児童福祉法一部改正により市が児童虐待の通告先となったため、市民や関係機関から虐待など要保護児童の相談・通告を受け、児童相談所など関係機関と連携して対応している。

〔17年度は子ども家庭支援センター・地域子ども家庭支援センターみなみ野・元八王子・南大沢の4館、18年度以降は館・石川を加えた6館の合計数〕

○対応児童数

単位：人

年 度		2 2	2 3	2 4
区 分				
新規 受理 児童 人数	児童虐待	262	288	321
	養護相談	190	254	233
	保健相談	1	1	0
	障害相談	7	6	12
	非行相談	7	1	12
	育成相談	159	153	173
	その他	9	4	14
合 計	635	707	765	

(3) 子ども家庭支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)

子どもと家庭に関わる関係機関が情報を共有し、連携した支援を行うための子ども家庭支援ネットワークを児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会と定め、子ども家庭支援センターを支援状況を把握する調整機関に位置付け連携を強化した。

〔代表者会議：関係機関の管理職等／実務者会議：機関の実務者等／地域ブロック会議：ブロック内連携確保／関係者会議：個別児童の直接担当者等〕

○会議開催数

単位：回

年 度		2 2	2 3	2 4
区 分				
代 表 者 会 議		2	1	1
実 務 者 会 議		1	3	3
地 域 ブ ロ ッ ク 会 議		5	5	5
関 係 者 会 議		170	221	303
機 関 向 ・ 市 民 啓 発 用 関 係 機 関 共 同 作 成 品				

(4) のびのび子育て講座・市民啓発講座

のびのび子育て講座として、子を持つ親などを対象としたベビーマッサージ・離乳食・子に対する接し方などをテーマとした講習会を開催した。市民啓発講座として、鈴木潔氏「助けて！と言えない子どもたち～歌に託す虐待防止～」を開催した。

年 度		2 2	2 3	2 4
区 分				
開 催 回 数 (回)		775	1,199	1,376
参 加 人 員 (人)		17,331	26,070	28,818

(5) 親子ふれあい広場（プレイルーム）利用者

平成16年度に子育て相談センターから子ども家庭支援センター・地域子ども家庭支援センターみなみ野が開設／平成17年度に元八王子・南大沢が開設／平成18年度に館（たて）・石川が開設

○年齢別利用者数

単位：人

年 度		2 2	2 3	2 4
区 分				
子 ど も	0 歳	11,208	11,046	12,684
	1 歳	17,515	16,508	16,639
	2 歳	8,011	9,046	8,840
	3 歳	3,477	3,439	3,840
	4 歳	1,181	1,179	1,290
	5 歳	693	579	528
	その他	614	548	520
	小 計	42,699	42,345	44,341
お と な	父	1,887	2,094	1,954
	母	36,948	36,939	37,491
	その他	1,114	1,278	1,534
	小 計	39,949	40,311	40,979
合 計	82,648	82,656	85,320	

(6) 親子つどいの広場

概ね3歳未満の乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、育児相談等を行う場を身近な地域に設置した。

○延べ利用者数

年 度	2 2	2 3	2 4
広 場			
夢きっず（八日町）	14,996	13,697	8,113
ゆめきっず（セレオ八王子）	-	-	19,666
堀 之 内	12,431	11,308	11,610
西 八 王 子	11,034	9,352	9,608
檜 原	6,307	5,663	4,845
大 和 田	260	8,368	10,278
合 計	45,028	48,388	64,120

※夢きっず（八日町）は平成24年4月1日～10月24日まで

ゆめきっず（セレオ八王子）は平成24年10月25日～平成25年3月31日までの利用状況

(7) 子どもショートステイ・トワイライトステイ事業

保護者が、病気・出産・家族の看護・冠婚葬祭・公的行事等への参加・出張・育児疲れなどで一時的に児童（2歳～小学校6年生）の養育が困難になった場合に、児童を宿泊または夜間、施設や養育協力家庭（1歳～、ショートステイのみ）で預かる事業。

実施延日数

年 度	2 2	2 3	2 4
区 分			
ショートステイ	349	331	364
トワイライトステイ	350	302	181

(8) 育児支援家庭訪問事業

市が養育支援を必要と認め、一般の子育て支援サービスの利用だけでは児童の養育が困難な家庭に育児支援ヘルパーが訪問し、複雑な問題を抱えた家庭には保険師等が技術的援助を行うことにより、家庭における児童の安定した養育を目的とする事業。

(平成18年2月より事業開始)

年度	22	23	24
育児支援ヘルパー			
家庭訪問延件数	96	177	195

9. 子どもと外出しやすい環境整備

○赤ちゃん・ふらっと

子育て中の市民が乳幼児と一緒に安心して外出できるように、ミルクが作れ、授乳やおむつ替えができるスペース「赤ちゃん・ふらっと」の設置を促進。民間事業者が商業施設等へ「赤ちゃん・ふらっと」を整備する際に、設置費用を補助した。

年度	22	23	24
区分			
市内新規設置数 (累計)	12 (49)	12 (61)	5 (66)
補助施設数	大型商業施設 5か所	商業施設・ 医療施設 2か所	商業施設 2か所

10. 企業との協働による子育て支援

○子育て応援企業

子どもと一緒に利用できるサービスの提供や子どもに関わる地域活動、子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる会社や商店を「子育て応援企業」として登録し、PRを行った。

年度	22	23	24
区分			
登録数	73団体 (152事業所)	78団体 (157事業所)	79団体 (150事業所)